

# 後期高齢者医療制度の 保険料率が変わりました

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。この保険料率は2年ごとに見直されます。詳細は照会先へお問い合わせください。



## 医療費の増加などを考慮した保険料率へ

均等割額の改定、中間所得者層の負担軽減のために賦課限度額が引き上げられました。

区分	前回保険料率	H30・31年度分	増減
所得割額	7.85%	7.85%	なし
均等割額	3万9500円	4万400円	900円
賦課限度額	57万円	62万円	5万円

※保険料 4万400円 + 基礎控除後の総所得金額等 × 7.85%

## 均等割保険料の軽減対象が拡大

低所得者の負担軽減を図るため、均等割額の軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減となる所得基準額が引き上げられました。

軽減割合	軽減対象となる所得基準額 (世帯主と被保険者の総所得金額などの合計)	
	平成 29年度	平成 30年度
5割軽減	33万円 + 27万円 × 被保険者数	33万円 + 27万5千円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 49万円 × 被保険者数	33万円 + 50万円 × 被保険者数

## 65～74歳で一定の障がいがある人は後期高齢者医療制度に加入できます

- ▶ 国民健康法などにおける障害年金1・2級、▶ 身体障害者手帳1～3級と4級の一部
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳1・2級、▶ 療育手帳A

窓口での医療費自己負担割合		
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度以外の医療保険制度	
	65～69歳の人	70～74歳の人
1割 (所得の多い人は3割)	3割	2割 (所得の多い人は3割) ※特例措置あり